

6. 保育料

乳幼児の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	7,650円	5,100円
3		町民税課税世帯	16,570円	14,020円
4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	25,500円	22,950円
5		64,000円以上 160,000円未満	37,820円	3歳児 35,190円 4歳以上児 32,460円
6		160,000円以上 408,000円未満	51,850円	3歳児 37,740円
7		408,000円以上	68,000円	4歳以上児 32,460円

7. 入所基準

- ①両親が外で仕事をしている場合
- ②親が家庭で家事以外の仕事をしている場合
- ③様々な理由で親がいない場合
- ④母親が出産・病気等で、保育ができない場合
- ⑤病人等の看護で保育ができない場合
- ⑥災害に遭い、その復旧のため保育ができない場合



8. 保育所の主な行事

- ★4月 入所式・健康診断
- ★5月 鯉のぼりまつり
- ★6月 歯科検診・人形劇公演
- ★7月 遠足・プール
- ★8月 七夕・プール・運動会
- ★9月 夕食会・地域行事参加
- ★10月 収穫祭
- ★11月 お遊戯会
- ★12月 餅つき・クリスマス会
- ★1月 かるた大会
- ★2月 豆まき
- ★3月 ひなまつり・お別れ会・卒所式・修了式



誕生会・身体測定・避難訓練(毎月)
交通安全指導(年・3回)
なかよし保育(5月～2月 毎週木曜日)

